

## 令和6年度すみだの力応援助成事業募集要項 主な変更点

## 1. 応募団体要件の緩和＜募集要項 1ページ＞

変更案：応募できる団体の要件①について、「原則として、区民等（墨田区在住者・在勤者・在学者）が自発的に組織する非営利の団体であること」とし、継続的に墨田区内で活動している団体については、区民以外が中心となって組織する団体であっても、例外的に応募団体として認めることとする。

理由等：助成団体が減少するなか、基金を目的に沿って適切に執行していく必要がある。また、墨田区で活動したい区外団体からの問合せ等もあり、要件を緩和することで、より多くの団体が基金を活用し、墨田区内での地域活動を活性化させるため。

ただし、「すみだの力応援助成事業」は、墨田区内で団体が育ち、持続可能な活動により地域活動が活性化することを目的としているため、継続的に墨田区内で活動している・活動していくことを、他の要件「②墨田区に活動拠点を有していること」「③継続的かつ計画的に墨田区内で活動している団体であること」や、事業実施計画書の「今後の展望」等から確認する。

## 2. 審査項目「⑦ 区の期待する項目」＜募集要項 6ページ＞

項目案：令和5年度と同様、「他の地域団体との協働により、団体間の連携を強化し、地域の活性化を促進する事業」とする。

理由等：複数の地域団体が協働することにより相乗効果が生まれるとともに、団体間のつながりが新たな活動・事業に発展し、助成団体のさらなる成長に繋がることが期待できるため。

## 3. 第10号様式「すみだの力応援助成事業実施報告書」＜募集要項 18ページ＞

変更案：「事業の成果」の項目から今後の展望を削除し、新たな項目として「課題と今後の展望」を追記する。

理由等：実施した事業の成果だけでなく、事業実施を通して見えた課題や、今後の展望等について報告し、団体の成長・発展に向けた適切なアドバイスができるようにするため。